

公益財団法人長崎孔子廟中国歴代博物館 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 長崎孔子廟中国歴代博物館と称する。
(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 長崎県長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、西暦1893年建立の長崎孔子廟の保存と、中国歴代博物館の管理運営、長崎と中国の交流に関する研究調査等を行うとともに、中日両国の教育、学術、文化交流事業に対して助成を行い、中日両国間の文化交流を通じて、中日両国間の相互理解と友好増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 長崎孔子廟の維持保管管理
- (2) 中国歴代博物館の運営管理
- (3) 中日文化交流に関する研究調査
- (4) 上記研究調査を行う者への助成
- (5) 上記研究調査にかかる論文、調査記録の刊行
- (6) 中国語教育を行っている教育機関に対する助成
- (7) 中日両国間の教育、学術、文化交流に対する助成
- (8) 長崎県に於ける中国からの研修生への助成
- (9) テナント賃貸業
- (10) 物販業
- (11) 不動産賃貸業
- (12) その他、目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号及び第2号の事業は、公益目的事業とし、長崎県において行う。

第3章 財産及び会計

(基本財産の設置)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 評議員並びに理事及び監事(以下「役員」という)の名簿
- (3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議員である者を除く）である者
- ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 項の規定を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第 1 2 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了の時までとする。

3 評議員は、第 1 0 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第 1 3 条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

（評議員会）

第 1 4 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額及び評議員及び役員の報酬等の支給基準
- (3) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (4) 貸借対照表、損益計算書（活動計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 残余財産の帰属の決定
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が評議員会を招集する。

3 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日1週間前までに評議員に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の代表1名は、前項の議事録に署名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上9名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特別の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

5 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか一人と親族その他特別の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また評議員には、監事及びその親族その他特別の関係がある者が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第22条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

3 第1項ただし書きに規定する報酬等の支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかとなるように、評議員会の決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事

又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、事情を勘案して特に必要と認めるときは、最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は理事会の決議によって、外部役員等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同第115条第1項の外部役員等をいう。）の前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金5万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（相談役）

第30条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は次の職務を行う。

（1）理事長の相談に応じること

（2）理事会から諮問された事項について参考事項を述べること

- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

- 4 相談役は無報酬とする。

第7章 理事会

（理事会の設置）

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第32条 理事会は、次の職務を行う。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長及び常務理事の選定及び解職

(株主としての権利の行使)

第33条 この法人が所有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対し株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集するものとする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事は理事長に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第35条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対し、その通知を発しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第24条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も署名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第11条についても適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第41条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第40条 この法人は、次の事由により解散する。

- 1 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
- 2 その他法令で定められた事由

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平

成 18 年法律第 49 号) 第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 4 2 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 4 3 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人であって、租税特別措置法第 4 0 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 4 4 条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第 10 章 事務局その他

(事務局)

第 4 5 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事会の承認を経て理事長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第 4 6 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）

第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第 23 条の規定にかかわらず、この法人の最初の理事長は陳 優継、常務理事は藩 秀貴とする。

4 第 11 条の規定にかかわらず、この法人の最初の評議員は、旧主務官庁の認可を受けて評議員選定委員会が定めたところにより、次に掲げる者とする。

林 薫
楊 爾嗣
趙 弘隆
天野 俊男
大堀 哲
米田 耕司
李 文亮
譚 真
劉 美昌

〈別表第 1 基本財産 (第 5 条関係)〉

財産種別	場所・物量等
土地	長崎県長崎市大浦町乙 2 2 番 2 6 8 4 . 8 5 m ²

附記

平成 2 8 年 6 月 2 日 定款第 9 章 4 4 条 変更

以上は、当公益財団法人の現行定款である。

平成 2 8 年 6 月 2 日

公益財団法人 長崎孔子廟中国歴代博物館

理事長 陳 優継